第1回 日 吉 津 村 議 会 定 例 会 会 議 録 (第4日)

平成30年3月12日(月曜日)

議事日程(第4号)

平成 30 年 3 月 12 日 午前 9 時 00 分開議

- 日程第 1 議案第 4 号 日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第 5 号 日吉津村非常勤職員及び臨時的任用職員の任用等に関する条例の一部を 改正する条例について
- 日程第 3 議案第 6 号 日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 7号 日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を 改正する条例について
- 日程第 5 議案第 8 号 日吉津村複合施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 9 号 日吉津村特別医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 10 号 日吉津村被災者住宅再建支援事業助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第11号 日吉津村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 12 号 日吉津村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第13号 日吉津村都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 14 号 日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例に ついて
- 日程第12 議案第15号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第7回)について
- 日程第 13 議案第 16 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正 予算 (第 4 回) について
- 日程第 14 議案第 17 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2回) について

- 日程第 15 議案第 18 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算(第 5回) について
- 日程第 16 議案第 19 号 平成 29 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計補 正予算(第 1 回)について
- 日程第17 議案第20号 平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について
- 日程第 18 議案第 21 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算 について
- 日程第19 議案第22号 平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第20 議案第23号 平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第21 議案第24号 平成30年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計予 算について
- 日程第22 議案第25号 日吉津村教育委員会委員の任命について
- 日程第23 議案第26号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 4 号 日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第 5 号 日吉津村非常勤職員及び臨時的任用職員の任用等に関する条例の一部を 改正する条例について
- 日程第 3 議案第 6 号 日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 7 号 日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を 改正する条例について
- 日程第 5 議案第 8 号 日吉津村複合施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 9 号 日吉津村特別医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 10 号 日吉津村被災者住宅再建支援事業助成条例の一部を改正する条例につい

7

- 日程第8 議案第11号 日吉津村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 12 号 日吉津村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第13号 日吉津村都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 14 号 日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例に ついて
- 日程第12 議案第15号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第7回)について
- 日程第13 議案第16号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4回)について
- 日程第 14 議案第 17 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 回) について
- 日程第15 議案第18号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算(第5回) について
- 日程第 16 議案第 19 号 平成 29 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計補 正予算 (第 1 回) について
- 日程第17 議案第20号 平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について
- 日程第 18 議案第 21 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算 について
- 日程第 19 議案第 22 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第20 議案第23号 平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第 21 議案第 24 号 平成 30 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計予 算について
- 日程第22 議案第25号 日吉津村教育委員会委員の任命について
- 日程第23 議案第26号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について

出席議員(9名)

1番 河 中 博 子

3番 松 本 二三子

	4番	加	藤		修			5番	三	島	尋	子			
	6番	江	田	加	代			7番	橋	井	満	義			
	8番	井	藤		稔			9番	松	田	悦	郎			
	10番	Щ	路		有										
	欠席議員(なし)														
						欠 員	(1名)								
事務局出席職員職氏名															
局長			高	森		彰	書記					森	下		瞳
	-														
				訪	明の	ため出席	した者の	職氏名	3						
村長			石			操	総務割	果長 -				高	田	直	人
住民課長			清	水	香代	:子	福祉仍	R健課:	長			小	原	義	人

午前9時00分開議

教育長 ----- 井 田 博 之

昇

会計管理者 ……… 前 田

○議長(山路 有君) 皆さん、おはようございます。平成30年3月第1回定例会4日目を開催します。ただいまの出席議員数は、9名です。定足数に達していますのでこれから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第1 議案第4号

建設産業課長 ----- 益 田 英 則

教育課長 ------ 松 尾 達 志

○議長(山路 有君) 日程第1、議案第4号日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び 費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行いますが、質疑は同一議員につき同一議案 3 回までとなっておりますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。それではこれから質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、井藤議員。

- ○議員 (8番 井藤 稔君) 8番井藤です。2、3 ちょっとお尋ねしたいと思います。29 年、昨年の8月8日の人事院勧告に基づいて、職員の給与改正を実施になりました。これに準じて非常勤職員及び臨時職員の報酬、賃金を改定するため、あわせて人権推進委員の報酬を改定するということなんですけれども、特別職の職員で非常勤のもののということになっとるんですけれども、これといわゆる人権教育推進委員の報酬、これを上げるというのは何か特別関連があるんでしょうか。人権教育推進委員の設置根拠、これは村長の多分諮問委員、機関の委員になっとるんだと思いますけれども、このあたりのこれをいっしょにしたというような、いっしょにされたというのは何か意味があるんでしょうか。ちょっと、まず、それを聞いてみたいと思います。
- **〇議長(山路 有君)** 高田総務課長。
- ○総務課長(高田 直人君) 井藤議員の質問にお答えいたします。提案理由でありました8月8日の改正によってということで、改正をしたものですけれども、このたびこの後に出てきます議案第5号で非常勤を2,500円、臨時職員を基本20円ということで上げさせていただきました。

これはあの、職員が人事院勧告に基づいて給料が上がってきているということを踏まえて非常勤も臨時さんも一部上げた方がいいということで、上げさせていただきました。この関係で、人権教育推進員のこの月額の基になっております基準がですね、非常勤職員の一般の1年目の金額を基に計算しておりますので、そちらが2,500円アップしますので、それに基づいて計算をさせていただいて、16万8,400円の金額になるということで、上げさせていただきました。内容は1年目の非常勤職員の金額と期末手当といいますか、6万5,000円の手当と、それと通勤手当を含めたものを月額として計算しております。以上です。

- **〇議長(山路 有君)** 松尾教育課長。
- ○教育課長(松尾 達志君) 井藤議員のご質問にお答えいたします。井藤議員が村長の諮問機関ではないかというご質問でございますが、これは村長の諮問機関ではありません。教育委員会事務局に配属されています、人権教育を、推進をするための職員でありますので、非常勤ということでなっておりますけれども、推進をする役目を持つ職員として教育委員会にあります。ちょっと正式名称長くって、今手元に持ってきておりませんが、人権教育推進員に関する規則を設置しておりますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。
- **〇議員(8番 井藤 稔君)** 根拠は。

- 〇議長(山路 有君) 松尾教育課長。
- **〇教育課長(松尾 達志君)** 人権の教育を推進するためということで、規則の方に謳ってあった かどうかちょっと今手元にありませんので、あれなんですが。すいません。

それは後ほどでもよろしいでしょうか。根拠法があるかどうかということですよね。根拠法については、ちょっと後ほどお答えさしていただくということでよろしいでしょうか。人権推進委員を設置する根拠についてとお尋ねだと思いますが、根拠の法については、後ほど回答させていただくということでよろしいでしょうか。だめですか。

そうしますと暫時休憩いただきますけれども。

[「休憩」と呼ぶ者あり]

○議長(山路 有君) そうしますと、暫時休憩とります。

〇議長(山路 有君) 再開します。

松尾教育課長。

- ○教育課長(松尾 達志君) 井藤議員のご質問にお答えいたします。日吉津村人権教育推進規則というものを定めておりまして、その設置第2条に本村の人権教育推進のため日吉津村人権教育推進員、以下、推進員を置くということでありますし、任命及び任期は推進第3条で、推進員は日吉津村教育委員会が任命するということにしております。以上です。
- **〇議長(山路 有君)** 井藤議員、よろしいですか。以上で井藤議員の質疑を終わります。 ほかに、三島議員。
- ○議員(5番 三島 尋子君) 5番、三島です。先ほどの説明の中に、非常勤職員さんの1年目の報酬の月額と、期末手当や通勤手当を込みでということがございましたけれども、通勤手当というのは、この人権委員さんの場合も税控除にはなってますでしょうか。どうされていますか。
- **〇議長(山路 有君)** 松尾教育課長。
- ○教育課長(松尾 達志君) 三島議員のご質問にお答えいたします。通常の非常勤職員ですと、 費用弁償という形で通勤手当相当は別としていますが、ちょっと、回答ひっくり返します。 あの、普通の非常勤職員さんは、通勤手当相当として費用弁償という所の節で出していますが、

このたびのこちらの人権教育推進員の月額は、相当額が含まれていますので、あわせたもので計算がされるということになると思います。以上です。

おかしいですかね。あわせてしまうので税控除はありません。

- 〇議長(山路 有君) 三島議員。
- ○議員(5番 三島 尋子君) ちょっと、今の回答ではわかりにくかったですけれども、あの、非常勤職員さんの通勤手当は報酬で支払いがされていますけれども、その分は税控除になるということで、法的になっているということでそれは払っても税控除になってます。ですが、この人権委員さんの場合は、特別職の非常勤職員ということで、この方はならないのかなと思ってわたしは理解はしたんですけれども、通勤手当というのは通常に税が掛からないものということになっていますので、その点を、なんか考慮してほしいということを思うんですけれども、そこの点は、はっきりはしていますか。
- **〇議長(山路 有君)** 高田総務課長。
- **〇総務課長(高田 直人)** 特別職ですので、これは控除になっていないということでご理解下さい。
- **〇議長(山路 有君)** よろしいですか。はい、ほかありませんか。

ほかにないようですので質疑を終わります。

日程第2 議案第5号

○議長(山路 有君) 日程第2、議案第5.号日吉津村非常勤職員及び臨時的任用職員の任用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

はい、三島議員。

○議員(5番 三島 尋子君) 5番、三島です。今回、非常勤職員さんの報酬が改定された、増額されたということはいいことだなと思っておりますが、これは先ごろから、同一労働同一賃金ということが出ておりますけれども、そういうことも考慮されたうえでこの賃金の改定がなされたのかということが1点。

あと1点は、期末手当についてでありますけれども、その点が今回改正されておりません。で、 そこのところはどういうふうに考えておられますでしょうか。

〇議長(山路 有君) 高田総務課長。

- ○総務課長(高田 直人君) 三島議員のご質問にお答えいたします。32 年度からの会計年度職員ということもありましたので、このことも含めて今回三島議員の言われるように、同一労働同一賃金のことも踏まえてちょっと上げたところであります。それから今回、前回ですね、期末手当を6月5,000円、12月1万円上げましたので、今回どうしようかということで検討はしましたけど、今回2,500円アップするということで、今回は、期末手当は上げませんでした。ということで回答とさせていただきます。
- 〇議長(山路 有君) 三島議員。
- ○議員(5番 三島 尋子君) 再度させていただきます。わたし他町のものもちょっと、調べてみました。日吉津村は決して高くはありません。低い方です。その点はもう一度よく検討されたが良いなということを思っております。

それと期末手当についてでありますけれども、先般といいますか、少し前の質問でわたくしは 最低1ヵ月はということを話はしました。で、まあ同一ということがありますけれども、どこら 辺で同一を見るかということは、ちょっとわたしにはできませんけれども、執行部の方できちん とそれを捉えた上で決定してほしいなということを思っていますけれども、他町のものを見ます と付加賃金、付加報酬ということが決められていまして、付加賃金の場合は6月、12月5万円と か、それと付加報酬、報酬で出される方のは付加報酬ということで、10万ずつということが上が っておりました。ですので、日吉津から見ると約、そうですね、いくらですか、非常勤の場合の 人を見ると3倍くらいになりますかね。やはりその点も良く検討していただいて、皆さんが一生 懸命通常職員の皆さんといっしょにこうやっていただいておりますので、その点もきちんと考慮 をした上での改定をしていただくようということを思っていますが、その点はいかがでしょうか。

- **〇議長(山路 有君)** 高田総務課長。
- ○総務課長(高田 直人君) さりあえず、各町といいますか、そういう所も見ながらということで今回上げさせていただきました。本給ていいますか、非常勤の賃金等についてはそう大きく差があるわけではありませんけれども、たしかに期末手当の方で多少さがあるなということは理解しておりますので、今後その辺については検討させていただきたいという具合に思っております。
- **〇議長(山路 有君)** ほかにありませんか。 井藤議員。
- **○議員(8番 井藤 稔君)** 8番、井藤です。2、3質疑をさしていただきたいと思います。何回か聞いたことがありますので、またかちゅうことになるかも知れませんけれども、いわゆる国

家公務員の人勧ですね、人勧にあわせてと 29 年の 8 月 8 日職員の人が上がったので、それに合わせて正規の職員といわゆる臨時、非常勤の職員とのバランスを考えてということだろうかと思いますけれども、この国の基準に合わせてというのはずっとやっておられることなんでしょうか。わたし議員になってからは、国の基準に合わせていわゆる処遇改善を図っていくということなんですけれども、他の自治体はだいたい国に準じてそれでいわゆる人勧、県の人事委員会勧告じゃなくて、国の人事院勧告にあわせて上げてるんだという、それは職員の人にとってあるいは非常勤の人にとって、メリットになっているんでしょうか、デメリットになっているんでしょうか。そのあたりはどのように判断しておられますんでしょうか。

それからこの改定にともなう対象となる職員の方、何名ぐらいになりますか。そしてこれはい わゆる人件費にどれくらいのの跳ね返りがあると、判断しておられますでしょうか。この2点ち ょっと、お聞きしたいと思います。

〇議長(山路 有君) 高田総務課長。

○総務課長(高田 直入君) 井藤議員のご質問にお答えいたします。この基本になっているこの1年目とか、2年目とかという数字自体が、日吉津村の給与の1の12とか、そういう給与の号俸で定めておりますので、まあ職員がずっと上がっていけばどこかで上げていかないと、差がどんどん広がるということもありますので、今回2年ぐらいずっと給与が上がっておりますので、その点で、今回それを基に上げさしていただいたということで、村の給与はもともと国の給与がありますので、国の給与に基づいて決まっておりますので、それに基づいて上げているということであります。ですから人勧のメリットとしては上がった時は上げますけれども、デメリットとしてじゃあ下がった時に下がるのかということであるのは、基本的には一応下げないという形で止めているということであります。

それから人数等ですけれども、非常勤の方は約35名程度であります。今回増額に基づいて増えた分が100万程度と、影響額が100万程度と、それから臨時につきましては、約60人程度ということで110万程度影響額が出ておりまして、その影響額が、まあ臨時の方は物件費の方に賃金として上がりますし、非常勤については報酬ということで100万程度の増額というかたちで、ちょっと率は計算しておりませんけれども、そういう総額となっております。以上です。

○議長(山路 有君) ほかにありませんか。

ほかにないようですので質疑を終わります。

日程第3 議案第6号

○議長(山路 有君) 日程第3、議案第6号日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を 改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

はい、井藤議員。

- ○議員(8番 井藤 稔君) 8番、井藤です。まああの、国の基準ですか、これも人事院勧告に基づくということになっておるわけですけれども、この期末手当はもちろん村長の給与の基準に基づいて算定されるもんだとは思いますけれども、村長の職務給といいますか、これは国の職務、いわゆる号給からいえば村長は非常に忙しいしておられるわけですけども、国の職務給からいえばどの程度の位置付けがされておりますんでしょうか。 国の職員から見ればどの程度の位置付がしてあるんでしょうか。
- **〇議長(山路 有君)** 高田総務課長。
- ○総務課長(高田 直人君) 井藤議員のご質問にお答えいたします。給与の方は国の基準ということではなくて、報酬審議会で報酬というのが決まりますので、村長の場合は一応 81 万ということが決まっておりまして、多少他町と違う部分もありますけれども、その 10 パーセント減額ということで、今現在給与を支払っているところです。以上です。
- **〇議長(山路 有君)** 井藤議員。
- ○議員(8番 井藤 稔君) さきほどはまあ、県内のいわゆる首長の状況を見ながらということだと思いますけれども、これは今回、他の自治体も一斉にということなんでしょうか。そのあたりを。
- **〇議長(山路 有君)** 高田総務課長。
- ○総務課長(高田 直人君) 今回のこの 0.05 月の引き上げにつきましては、12 月で上げられたところもありますけれども、今回 3 月であげられるところもあるということで、本村の場合は 4 月 1 日からということで、今回議会の方に提案させていただいたということです。
- ○議長(山路 有君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山路 有君) ほかにないようですので質疑を終わります。

日程第4 議案第7号

○議長(山路 有君) 日程第4、議案第7号日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長(山路 有君) 質疑がないようですので質疑を終わります。

日程第5 議案第8号

〇議長(山路 有君) 日程第 5、議案第 8 号日吉津村複合施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

はい、井藤議員。

- ○議員(8番 井藤 稔君) 8番、井藤です。先般も説明の中にあったと思いますけれども、このコピー代、の関係なんですが、いわゆる公用件数、公用は無料ですよね、公用、いわゆる自治会なんかがやられる場合は、多分無料になっておるんじゃないかと思いますけれども、利用される場合は、違いますか。あの、いわゆる有料と 10 円払ってやられる場合と、その払わなくていいのが分かれておると思いますけれども、この区分けなんかは件数はわかるんでしょうかということをまず、ちょっと聞いてみたいと思います。
- **〇議長(山路 有君)** 高田総務課長。
- ○総務課長(高田 直人君) 井藤議員のご質問にお答えいたします。複写機、まあ今回コピー機の方はお金を入れてコピーする分ですので、これが今まで 20 円だったものを、一般の方が使いやすいようにということで、10 円にさせていただくもので、自治会さんなんかが使われるのはもうひとつ横にある複写機といいますか、そちらの方は紙を持ち込んで無料でできるということで、ちょっと枚数の方はちょっと、そちらわかりませんけれども、枚数といいますかこの複写機の使用料につきましては、とくに 29 年度は今 9,430 円ですので、20 円で割っていただくと四百五、六十枚ぐらい利用されておるということであります。昨年が 1 万ぐらいでしたので、だいたい四百が五百ぐらいを利用されておるということであります。以上です。
- ○議長(山路 有君) 井藤議員。
- **○議員(8番 井藤 稔君)** 8番、井藤です。あのこれ、20円を10円にするということで、ずいぶん時間がですね、掛かったなあという感じがするんですけれども、やはり各日吉津村以外の

自治体についても、やはりコピー機のこの使用の料金なんか聞いてみられたんでしょうか。もし、 参考になるようなことがあればお聞かせ願いたいと思いますけれども、どうだったんでしょうか。

- **〇議長(山路 有君)** 高田総務課長。
- ○総務課長(高田 直人君) 井藤議員のご質問にお答えいたします。昨年一般質問の方でこの 20 円を 10 円にという話も出まして、行財政改革検討委員会の職員のプロジェクトの方でいろいろ調査をさせていただきました。基本的にうちの条例にあります情報公開条例にコピーが 20 円ということになっておりまして、それを基本にずっとしておりました。

ただ、公用で取る場合は20円ですけれども、まあ、一般の方が使われる場合は他町でも10円とか、そういうことがありましたので、それに基づいて今回10円にさせていただいたということで、一応プロジェクトの中でずっと審議しながら、最終的にこの3月で、今年の4月から下げようということで提案させていただいたものです。以上です。

〇議長(山路 有君) よろしいですか。ほかありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山路 有) ほかにないようですので、質疑を終わります。

日程第6 議案第9号

○議長(山路 有君) 日程第6、議案第9号日吉津村特別医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

井藤議員。

- ○議員(8番 井藤 稔君) 8番、井藤です。ちょっとだけ、簡単でいいですのでお聞かせ願いたいと思います。まず1ページを見ていただきたいと思いますけれども、表現がかわってるなというのはわかりますけれども、これ表現変えられたというのは何か支障があったんでしょうか。
- **〇議長(山路 有君)** 小原福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(小原 義人君) 井藤議員のご質問にお答えいたします。何カ所か変わってるかと思いますけれども、まずあの、国民健康保険という部分に関しましては、これについては平成30年度から国民健康保険の保健者が市町村から県に移行されますので、たとえば具体的に言いますと、他の市町村が行う国民健康保険、市町村が国民健康保険を行うという表現はこれからもう適切ではなくなってきますので、改正後の他の市町村の区域内に住所をみなされるものという表

現に変えております。それから高齢者の医療の確保に関する法律これですけれども、これ後期高齢の医療制度の住所地特例が変更になります。変更になって、あたらしい条文が追加されますので、そこで条ずれというか、その新しく加わった条文を適用するというふうにしております。

それからもう 1 ヵ所ございまして、2 ページの障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障がい者総合支援法なんですが、従前ですと 22 項というのが第 5 条の第 24 項というふうに変わっております。これはあの、この項自体は変わっておりません。ないんですがそれまでの、第 15 項第 16 項の 2 項が追加になったために、条ずれをおこして 22 項が 24 項になったということでございます。以上です。

〇議長(山路 有君) ほかにありませんか。

「質疑なし」

○議長(山路 有君) 質疑がないようですので質疑を終わります。

日程第7 議案第10号

○議長(山路 有君) 日程第7、議案第10号日吉津村被災者住宅再建支援事業助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

井藤議員。

○議員(8番 井藤 稔君) 最初の方なんですが、指定自然災害というのが出てきますよね。 自然災害の認定、認定自体はだれが行われるんでしょうか。それから村長が支援金の交付の必要 があると指定することによって、国や、県からの支援金というのはあるんでしょうか。

この2点をちょっとお聞きしたいと思います。

- **〇議長(山路 有君)** 高田総務課長。
- ○総務課長(高田 直人君) 井藤議員のご質問にお答えいたします。条文にありますようにもともと自然災害ということで定めてあったものがですね、村長が被害について支援金を交付する必要があると指定したものを、自然災害のうち村長が被害について支援金を交付する必要があると認めたものの、アからエまでと2と3につきまして、指定自然災害ということで定めるものでありまして、まあこれは県の助成条例に基づいて、県の改正がありましたのでそれに基づいて改正するものでありまして、今回中部地震があったことで本村も多少被害がありまして、その件でいるいろ小さい被害についても、支払いが、支援金が出るということになりましたのでそれに基づ

いて改正が行われたものでありまして、それについて県の方からも補助金をいただいて支援金を 出しているということであります。以上です。

○議長(山路 有君) ほかにありませんか。

三島議員。

- ○議員(5 番 三島 尋子君) 5 番、三島です。直接にこの条例にということではないですけれ ども、災害となるとその個人の住宅の支援ということですが、耐震化、日吉津村の住宅で耐震化 率というのはどれくらいでしょうか。
- **〇議長(山路 有君)** 今、答られますでしょうか。 はい、高田総務課長。
- **〇総務課長(高田 直人君)** すみません。今ちょっと、手元資料がありませんので、率としては わかりません。
- ○議長(山路 有君) 総務課長後から、資料等。三島議員後から資料を提出するということで、 よろしくお願いしたいと思います。よろしいですか。
- ○議員(5番 三島 尋子君) はい。
- **〇議長(山路 有君)** ほかにありませんか。

[質疑なし]

○議長(山路 有君) ほかにないようですので、質疑を終わります。

日程第8 議案第11号

○議長(山路 有君) 日程第8、議案第11号日吉津村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

〇議長(山路 有君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第9 議案第12号

○議長(山路 有君) 日程第 9、議案第 12 号日吉津村国民健康保険条例の一部を改正する条例 についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

〇議長(山路 有君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 10 議案第 13 号

○議長(山路 有君) 日程第 10、議案第 13 号日吉津村都市公園条例の一部を改正する条例に ついてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「質疑なし」

○議長(山路 有君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第11 議案第14号

○議長(山路 有君) 日程第11、議案第14日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の 一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

井藤議員。

- ○議員(8番 井藤 稔君) 下水道審議会にかけられた結果だとは思いますけれども、1年じゃなくて半年間延期とされた理由というのは何でしょうか。
- **〇議長(山路 有君)** 益田建設産業課長。
- **〇建設産業課長(益田 英則君)** 井藤議員のご質問にお答えいたします。この半年間におきまして、住民の皆様方に見直しに係るというそういったような取組みについて、周知をさせていただくという機関を設けさせていただくということで、半年後ということにしております。その間に各自治会の方に出向かせていただきまして、総会等、住民の皆様方が集まられる際に説明をさせていただきたいということで考えております。以上です。
- **〇議長(山路 有君)** よろしいですか。ほかにありませんか。 三島議員。
- ○議員(5 番 三島 尋子君) 5 番、三島です。たいへんすみません。わたくしあの、審議会委員に入っておりますけれども、審議会というのは、多数でそういう答申がなされたわけですけれども、わたくしはちょっと、ご意見を申し上げまして、この期間をですね、10 パーセントを上げるって言ったら、いやぁ、それは元に返していくんだということがありましたけれども、そのと

おりです。いくらずつ返していくかっていうことだったんですけれども、この時期に下水道料金をみなさんから見れば上がっていくという感じになりますんで、今じゃなくていいということを申し上げました。

その中でですけれども、この期間のことは出ておりませんでした。後からありまして、皆さんに周知をしていくということは大事なことですので、それは反対するものではありませんが、先ほども質問がありましたけれども、半年というその期間というのは、わたくしはちょっと不自然かなあということを思いますね。委員会で申し上げましたのは、せめてあと 4、5 年延期をしていただいて、そのうちに社会情勢も変わるんだろうし、そこの中で検討をしていくのがいいということを申し上げました。

水道と下水というのは水ですので、赤ちゃんからお年寄りまで全員に関係することですので、 額は少ないというふうに捉えられ、わたしは施策をしていただきたいというふうに思っています ので、この点もう一度検討を、まあ半年間ここにありますのでしていくんですけれども、考える られるということにはならないものでしょうか。

- **〇議長(山路 有君)** 益田建設産業課長。
- **〇建設産業課長(益田 英則君)** そうですね、まあ、住民の皆さま方に周知させていただく期間を設けて、まあ住民の皆さま方のご意見なりもお伺いするということになろうかと思います。その中で判断していかなければならないのかなというふうには思っております。

今、この段階でどうこうということは、申し述べることはちょっと難しいのかなと思いますけれども、答申をいただいたものに対しては、それを反故にするようなことにはできないというふうには考えております。以上です。

- **〇議長(山路 有君)** よろしいですか。ほかにありませんか。 はい、江田議員。
- ○議員(6番 江田 加代君) 6番、江田です。わたしの記憶によりますと、この下水道料金を 10パーセント安くしましょうという元々の発端というのが、周辺自治体に比べて固定資産税が高 いのでということで、そこを考慮しましょうというふうにして、導入されたというふうにわたし 記憶しておりまして、それで議会も決算審査の度に毎年そこを評価しておりました。

今後その、ずいぶん村内の方から固定資産税が高いという話はよく聞くわけですけれども、そ の固定資産税について見直しをするというようなことをお考えになっていますでしょうか。

〇議長(山路 有君) 石村長。

○村長(石 操君) 固定資産税は高いというのは、税率が高いということだと思っております。標準税率は100分の1.4ということで上限が100分の1.7だったな許されるのは、自治法では、2.1か、2.1までいけるということで、そこは市町村に委ねられておると、税法上で委ねられているということで、1.6を定めさせていただいておるということで、近隣といいますか、隣の市は1.5だということですので、標準税率を導入していらっしゃる市町村は少ないと思って見ております。市町村特有の固有の財源ですので、そこを率で税を確保していらっしゃるということだと思っております。それから特に、我村では交付税が依存財源としては3億程度ですので、他の町村と比べると少ないということもありますので、そこでその標準的な財政規模とさらにそれ以上のサービスをしていくということの意味合いで標準税率ではなしに1.6に上げておるということでございます。

下水の使用料を 10 パーセントの軽減をした時に固定資産税が高いのでそれを理由にということで、 たにはしていないというふうに思っております。当時の経済状況、非常に悪かったということで、 市町村合併の後の議論は下水の使用料を 20 パーセント上げるということで、よそより高くなった ということがありましたので、そんな意見をいただきましたけれども、経済的に非常に経済が困 窮した時がありましたので、その時に下げさせていただいておるということで、もう大分なりま したので、10 年からなりますのでやはり 1 回住民の意見も聞きながら、そして公共下水道でいい ますと、長寿命化工事は済みましたけれども、今度は脱水車が 12 年ほどたっていますので、これ を買い替える検討をしていかなければならないというところがありますので、それらも含めて総 合的な判断をして、今回改めて住民の意見を聞いて、その如何によってその結論を出したいと思 っております。運営審議会でそれこそ答申をいただいておりますので、先ほど課長が申し上げま したようにそれをうながしにするわけにもまいりませんし、そこらでうまい具合にバランスが取 れればというふうに思っております。以上です。

〇議長(山路 有君) よろしいてですか。ほかにありませんか。

「質疑なし」

○議長(山路 有君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 12 議案第 15 号

○議長(山路 有君) 日程第 12、議案第 15 号平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補 正予算(第 7 回)についてを議題といたします。 これから質疑を行います。質疑は歳入歳出一括で行います。質疑はありませんか。加藤議員。

- ○議員(4番 加藤 修君) 4番、加藤です。ページ20ページ、海岸清掃一般廃棄物処理負担金716万1,000円、これは台風18号で、日野川なり佐陀川なりから流木が海岸に漂着をして、昨年の12月あたりまでは海岸が木材で埋まっておりました。1月から2月にかけて業者が入って県の予算が付いてますんで、県の予算で業者が入ってきれいにしたと、今海岸見ていただければわかりますけれども、本当に木材もきれいになくなっており、きれいな砂浜になっておりますが、県の予算が付いてたということを聞いておりましたので、我村には負担がないのかなと思ったらここに700万程度が付いております。入の方で11ページに廃棄物一般処理手数料249万6,000円の入がありますね。この入と支出との関係並びに、その支出の内訳を、少しお願いをいたします。
- **〇議長(山路 有君)** 清水住民課長。
- **○住民課長(清水 香代子君)** 加藤議員のご質問にお答えします。今お話しのありましたごみの増額の補正でございますけれども、これにつきましても今お話ししていただきましたように、昨年9月にありました台風 18 号によりまして、海岸に漂着物が非常に多く流れ着いておりました。本当に大量のものでして、それにつきましては、たしかに県の方がお金をみてくれるということだったんですけれども、処分つきましては各海岸線のある自治体がするということでございました。

それで日吉津村につきましては、県の方が業者を選定しまして、その業者の方が全部のごみを収集しまして、米子のクリーンセンターの方へ搬入をいたしましたけれども、その内訳についてでございますが、今言われましたように手数料の方で入ってきましたお金、衛生手数料でございますけれども、この廃棄物の収集運搬の許可業者納入手数料につきましては、1万9,500円、1トン当たり1万9,500円を収集の全体量が128.03トンありましたので、249万6,585円、この349万6,000円を歳入で補正をしております。

それに対しまして支出の方になりますけれども、20ページの塵芥処理費の中の負担金の内716万1,000円の内、この支出につきましては日吉津村から今度は米子のクリーンセンターの方に払うお金、焼却業務の負担金でございます。これにつきましては、同じように1トンあたり2万5,300円支払いますので、それに対して128.03トン焼却しておりますので、323万9,159円を歳出で補正しております。これ以外に補正といたしましては、年度当初に家庭ごみの焼却のトン数の見込

みを、1115 トン見込んでおりましたけれども実際の2月末までの実績から見た見込みが1270トンを見込んでおりますので、差引で155トン増えます。1トン当たり2万5,300円の手数料がかかりますので、こちらの方で392万1,500円の歳出の補正をしております。以上が歳出の補正と、歳入の手数料の補正の内訳でございます。

- **〇議長(山路 有君)** 加藤議員。
- **○議員(4番 加藤 修君)** 4番、加藤です。249 万 6,000 円はどこから来たお金ですか。
- **〇議長(山路 有君)** 清水住民課長。
- **〇住民課長(清水 香代子君)** これにつきましては、収集業者の方が村に対して払う手数料でございます。以上です。
- **〇議長(山路 有君)** 加藤議員。
- **〇議員(4番 加藤 修君)** 県からはこないんですか。
- **〇議長(山路 有君)** 清水住民課長。
- **〇住民課長(清水 香代子君)** 加藤議員の質問にお答えいたします。あのちょっと説明が不足しておりまして、県の方はさきほどの、県が選んだ収集業者の方にお金を払っておるものでございます。以上です。
- **〇議長(山路**有君)ほかにありませんか。井藤議員。
- ○議員(8番 井藤 稔君) 8番、井藤です。予備費の関係について聞かしていただきたいと 思います。この件については一般質問でもさしていただきましたので、またかというあれあるか もしれませんが、大事なことだと思いますので、ちょっと聞かせてただ来たいと思います。

あのこれ第7回ということで最終補正になろうかと思いますけれども、ここにも補正出てきませんので、平成29年度も確実に予備費運用はなかったんかどうか。なかったという理解でよろしいかどうかというのが、まず1点であります。その運用については、対象事案がなかったのか、予算執行の対象がなかったのか、あるいは対象の事件はあったんだけれども、たいおうができなかったんか。あるいは補正予算なり、村長が言われるように補正予算なり、専決処分で十分足り取ったと見られるのかどうか。この2点について、まずお聞かせ願いたいと思います。

- **〇議長(山路 有君)** 高田総務課長。
- **○総務課長(高田 直人君)** 井藤議員のご質問にお答えいたします。予備費については、当初予 算 500 万ということで予算計上しておりまして、今のところ使う予定がありませんので補正、まあ

500 万以上の補正がありませんので、補正はということで、ただ緊急の場合に使うということがあると前回の時もまあ除雪であったりとか、そういう場合に本当に緊急な場合予算が無いものに対して出していく、超過する分について出していくということがありますので、この後、3 月までなにかあった場合には、充用という形で支出するめことはありますけれども、今のところそういう案件はないということで支出はしておりません。以上です。

- **〇議長(山路 有君)** 井藤議員。
- ○議員(8番 井藤 稔君) 8番、井藤です。先般もいいましたように、平成22年から平成29年まで、最後の年は予定なんですけれども、ゼロになるということでしてですね。このあたりは根本的に見直す必要があるんじゃないだろうかと、執行についてですね、思います。

ちょっとお聞きしてみたいんですけれども、自治法の217条に予備費ということがあります。 予備費ということで規定されておりますけれども、これについては、要は、予定外、予算外、要は当初予算で規定していないもの、あるいは予算がオーバーするもの、したもの、そういうのに使えるということになっております。この217条では、地方自治体は予備費を設けなければならないという具合にきっちり規定されております。これは設けなければにらないとという形で規定された。なおかつ議会の議決をとっておるということについて、このあたりの解釈はどのようにされておりますんでしょうか。先ほどありませんでしたけれども、対象がなかったんか、予算執行をする手間がなかったんかということを、お聞きしたのはそのあたりにありますので、ちょっとそのあたりのことについて答弁をお願いしたいと思います。

- **〇議長(山路 有君)** 高田総務課長。
- ○総務課長(高田 直人君) 井藤議員のご質問にお答えします。先ほど言われたように地方自治法の方で定めてあるということで、理解をしております。ということで、規定よりオーバーしたりとか、予測のないものが出た時にということで歳出を組まなければならないということで、予備費を500万、当初予算で組んでいるところでありますけれども、そういう状態の中で急に執行するような形での支出は対応することがなかったということで、29年度はないということでお答えしましたので、予算計上しなければならないということは、地方自治法に基づいて毎年計上しております。ただ、その使い方については、本当にオーバーした分について、すぐできるものかどうかということを判断しながらやっておりますので、補正予算で対応したり、最終的に専決があったりということもあります。ただ、予備費の充用も今まで使ったこともありますので、本当に必要な時には、予備費充用という形でその科目に充用をして、使っていくことはあると考えて

おります。以上です。

- **〇議長(山路 有君)** 井藤議員。
- ○議員(8番 井藤 稔君) 今まで使ったことがあると、予備費執行をしたことがあるということを言われますけれども、22年以降ゼロですよね。[「違います。違います」と呼ぶものあり] いや、ゼロですよ。もしあれでしたら、平成22年以降はわたし全部調べたんです。1回だけ、540だなくて、中途半端な金額が出とったことがありますけれども、あの時もゼロじゃないかなという気がするんですけれども、要はほとんど使われていない。

ですから、この 217 条にはしなければならないという規定がなされとるのは、わたしはやはり、 それだけ身近な、住民にとって身近な行政をですよね。最終的な対応をする行政だと思いますけれども、だからそのあたりも十分に斟酌をしながら、やはり執行をしていく必要があるんじゃないかなというわたし自身はそういう気がいたしております。

そういうことで、一般質問の際にもですね、ちょっと思い返していただきたいと思いますけれども、スポーツ大会で少年の野球部が優勝した時のユニフォームなんか執行されたらどうですかということで質問したことがありますし、それから災害発生時のボランティア、これに対応する日吉津村がその災害の被害を受けた時の大へん参考になるんで、そういうところには緊急予算を使ってでも職員の、人なりあるいは一般の人なりを支援に出されたらどうですかというような話をしたことがあります。ましてや交通事故の、こういうのは予算の手当があるかも知れませんけれども、そういうような対応が必要な場合などにあってもですね、予算執行をする機会あるいは、対応しなければならない機会は多分にあろうかとは思いますけれど、その度にですね、検討する検討するということを言っていただいたおります。それは、ひとつは考える余地はあるんかなというふうに理解されて、検討するということを言っていただいておりますけれども、平成22年以降ちょっと多少くい違いがあるのかも知れませんけれども、執行はほぼゼロとみた方がわたしはいいんだろうなあと思います。

ですからそういうことであれば、やはり住民の要望、あるいは必要な緊急性のある執行に十分 対応できてないかという心配があるわけですけれども、それだったら予備費ってわざわざ設けな くてもいいと思いますし、当初 100 万、最近では 500 万の予備費が当初予算でとってあります。 議会はフリータッチです。そのかわりまあ、執行された後はですね、議会の方に説明されるとい うことがあるわけですけれども、だけども科目もしぼらない、それから純公的なものでなくても、 いわゆる私的な利用も含めたような形で予算執行ができる形になっております。 ある意味では議会でわざわざやっとんのに、そういうことで執行がないようであれば、とくいの1,000円というかたちでても、もし法律上どうしても対応していかないけんちゅうことであれば、1,000円ということで後は村長が言われるように、補正予算と専決で対応していくということで、今までどおりでいいんだろうかという考えがちょっとしますけれども、このあたりどのように考えておられますでしょうか。

- **〇議長(山路 有君)** 高田総務課長。
- ○総務課長(高田 直人君) 井藤議員のご質問にお答えいたします。一般質問の時にも答えたと思うんですけれども、27 年か何年かに 40 万円の太陽光の関係で、補正予算で落としすぎた分について充用させていただいた 40 万と、それから水道管が凍って水が出なくなって、急遽水を村民の方に出さないといけないということで、6万円ということで、46万の支出をしたというのを覚えております。以前には還付金が足りなくなって、大きな法人の還付があって、急遽払わないといけないということで、予備費を使って払ったことも過去にはあったように記憶しております。ということで、まああの予備費を使いたくないということではなくてですね、本当に基本は当初予算で1年間の計画を立てて、どういう物を使っていくかということを定めていくものであって、その中で急遽本当に支払わないといけない、たとえば地震が起きた時の見舞金を払わないといけないとか、そういう時に支払っていくものかなというぐあいに思っていますので、予備費を乱用するということではなくて、本当に必要なものに対して予備費を払っていくのだということで、十分検討の中で支払っていくものだと思っておりますので、そういう考えの中で今後も利用はして行きたいというぐあいに思っております。ですから、使わないということではなくて、しっかり吟味をして使っていくということです。以上です。
- **○議長(山路**有君)ほかにありませんか。三島議員。
- ○議員(5番 三島 尋子君) 5番、三島です。4点伺います。補正予算は今回が最後の質問の 日ですよね。ですのでお伺いをします。

歳入からお願いします。10ページですけれども、地方交付税が5,400万の減額になっております。普通交付税は7月に配分がされますね。特別交付税は、12月と3月に配分されるということになっておりますが、普通交付税はもう入っておりますので、今回特別交付税が減額になりましたという説明でした。それが福祉事務所、王子製紙の法人税が減額になって、普通交付税は増えたけれども、福祉事務所の経費が、特別交付税が普通交付税に移ったという説明でしたけれども、

このたび、これは9月の時にそういうふうに説明を受けております。ですのでその時点でもう減額になるということがわかっておったんではないかと、わたくしは思います。

12月にそれじゃあ、まあ差引をしますと今回の合計から、2,900万になるわけですけれども、それが12月に特交として通知があったのでしょうか。その点をお聞きします。

次に、11ペーですけれども、これは増えた方ですが負担金で保育料の負担金942万円というのがありますけれども、これは個人の方からの利用料として入ってくるものが増えたのでしょうか。 どういうものかを説明して下さい。

次、歳出です。15ページー般管理費の委託料、減額の482万円というのがございますが、職員の健康診査委託料が22万2,000円の減額、そして産業医の委託料が26万円が減額されております。これを見ました時に、産業医というのは各事業所で職員の人数が決まっていますけれども、必ず選任をしないといけないということに決まっていますね、それがなされなかったのかどうかということを、そういうことがありますと職員の健康管理の上において、大へん重大なことだなというふうに受取りました。普段の職員の健康管理ということについては、役場では衛生管理者というのを設置されて、統括されるところは総務課長ということが、ここのうちの条例で決まっていますけれども、そういうことはきちんとなされているかどうかということをお伺いします。

次に、16ページです。企画費で、負担金補助及び交付金でうなばら荘への補助金が 2,700 万計上されております。赤字になるということだろうとは思いますけれども、それはそれとしておきまして、金額だけを出されても内容がわかりませんので、わたしは今回、今の議会に今の時点での資料を提出していただかないと検討はできないというふうに考えております。

その点で、資料の提出を至急にしていただきたいと、これを申し上げます。経営状況を、収支を提示していただいて検討することかなというふうに思っております。昨年度のうなばら荘の決算書を見ますと、まああの行政から昨年も入れてはいきましたけれども、結果的には100万ちょっとの純益が出てます。それは入れたものからだろうと思ってはいますけれども、そういうものも含めた中で、資料提供をしていただかないと審議ができないというふうに思っております。その点、答弁お願いいたします。

〇議長(山路 有君) 高田総務課長。

○総務課長(高田 直人君) 三島議員のご質問にお答えします。10 ページの地方交付税ですけれ ども、三島議員が言われましたように、9 月に特別交付税から普通交付税に替わるということで 補正をさせていただきました。その時に同時にすればよかったなというぐあいに言われました。 そのことも検討しましたけれども、まあ特別交付税については 12 月に入るということで、確定 見込みが出てからすればいいかなということで財政とも相談をして、とりあえずこの3月の見込 みが出た中で、だいたい5,400万ぐらいだなということで、確定値に近い見込み額ということで 補正をさせていただいたということでご理解をいただきたいと思います。

それから 15 ページの委託料については、まあ、職員については、職員の健診をしておりますのでその受診の関係の減額ということであります。それから産業医につきましては、以前から毎年減額をしておりまして、一生懸命さがしてはいるんですけれども、なかなかいい産業医が見つからなくて、大変苦労しているところで、三島議員が言われましたように衛生委員会というものの中に入っていただいて、職員のメンタルヘルスということをしていかないといけないんですけれども、今現状ができていないと、ただメンタルヘルスについては一応、各課の課長でもしそういう相談があった時に、相談をしてどういう形でということでしていく予定にしておりますので、今のところはとくにそういう所での相談がないということで、ただ早急に産業医を見つけて委託していかないといけないということで、何度も同じ説明をさせてもらって大へん恐縮ですけれども、努力させていただきたいというぐあいに思います。

それからうなばら福祉事業団の補助金につきましては、資料提供ということですので後ほど 28 年度と 29 年度の一覧にしたものを出さしていただきます。

28 年度と 29 年度の変化につきまして若干ふれさせていただきますと、8 月 21 日から 10 月 10 日まで 50 日間閉鎖して、新しい風呂であったり、フロント周りであったり、いろいろ改修をさせていただきました。ということで、29 年 2 月以降に利用者負担金といいますか、市町村職員共済組合の利用券が使えるようになったということで、人数は増えてきておりますけれどもその 50 日の関係がありまして、3 カ月間にどうしても人件費は払っていかないといけませんので、給料であったり、光熱費であったり、そういうものが出ております。

まあ9月の場合は、光熱費はゼロでありましたけれども、そういうかたちで出ておりまして、8月、9月、10月で約1,000万の、28年度より1,000万差が出ております。それであと1月にですね、水道光熱費が150万以上アップしまして、これは水漏れがあったということでその辺がありまして、全体的に1,500万くらい昨年より赤が多くなっております。

ということで、これがなければ11月、12月は昨年よりも3、400万くらい黒字になっておりますので、改修後は黒字になってきているということでプラスに転換してきているんではないかというぐあいに思っておりますけれども、この影響があった関係で、昨年よりよけい1,500万も赤

が出ているということがありまして、今回昨年と同様な 2,700 万の補助をいただかないとなかなかトントンにならないということがありまして、補助をさせていただくものであります。簡単ですけど以上で終わりたいと思います。

- **〇議長(山路 有君)** 小原福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(小原 義人君) 三島議員のご質問にお答えします。2番目の民生費負担金の保育料負担金についてのご質問です。三島議員がおっしゃいました利用者の負担金といいますのは、その下の段の保育利用者の負担金、こちらの308万1,000円、こちらが利用者の負担金になります。これ減額になってますのは、見込みより軽減世帯が多かったり、ちょっと所得階層が低かったりということで、それで決算見込みとして減額をさせていただいております。

それからご指摘の保育料の負担金といいますのは、村の会計から保育所へ入れる運営費のことでございます。こちらまあ、保育所の必要経費を計算する国の公定価格の単価がアップしましたもので、それを計算しますとこれだけの金額が増えたということになります。出の方でいきますとですね、19ページの特定教育保育施設負担金の方から、村からの保育所への支出ということで増額補正をさせていただいております。以上です。

- 〇議長(山路 有君) 三島議員。
- **○議員(5番 三島 尋子君)** 保育料のことにつきましては、了解をしました。わたくしがちょっと、間違えとった点がありました。申し訳ありません。

15ページの職員の健康診査のことですけれども、わたしは産業医が毎年こう減額になっておったというのを見過ごしていました。大へんなことだなということを思っています。

村長が選任するということに決まっていますね。置くということになっていますので、やはりそこら辺はきちんとやられないといけないと思います。

職員の健康診査についてですが、非常勤職員さん等もたくさんいらっしゃるわけですけれども、 正規職員さんは人間ドックがありますか。非常勤職員にも人間ドックをされていますでしょうか。 中小企業とは違いまして公的なここは自治体ですので、職員の健康管理については十分に配慮を していく必要があると思っております。その点で減額になっておるということは、全員のみなさ んが受けておられるのかなあということを思いました。産業医がないということを聞きますと、 その点がたいへん不安になります。その点はいかがでしょうか。

それとうなばら荘の補助金についてですけれども、これが出るたんびにあまりわたくしはすぐ 賛成ですってことは言わなくて、ああまたということを思っておられるかも知れませんけれども、 いろんなものといいますか、先ほども水道料金の値上げも考えるという中で、うなばら荘へ出していくということは全然意味が違います。で、この 2,700 万というのはどこから出てきたんだろうと、財源がですね。それを考えた時にわたくしは、これを出すところはないじゃないかということを思いました。まあ全体で 8,000 万の減額今回なっていますけれども、その減額が国保 2,800 万、下水が約 700 万、その後公益とかいろんなところへ支払う予定にしとったものが減額されております。そういうものからの中から出していくということだろうと思いますけれども、その財源も全部税金ですので、税収が減ってきておる 2,700 万ていうじゃないですね、今度新年度を見てみましても、1,300 万の減額がされております。そういう中でこれをスポンと何もなしにしていくということは、到底考えられないなということを思っております。

ですので、後で資料を出すということをおっしゃいましたけれども、これ審議するにあたって、 この場で私は出していただかないと審議に入れないんじゃないかということを思っていますが、 その点回答お願いいたします。

- **〇議長(山路 有君)** 高田総務課長。
- ○総務課長(高田 直人君) 三島議員のご質問にお答えします。職員の健康診査につきましては、 ほとんどの方受けておられますけれども、当初非常勤、臨時すべての人数で計算しておりますの で、あの非常勤が要は採用できなかったり、臨時が採用できなかった部分があったりして、その 部分についても減額になっております。一応保険事業団に委託をして受けておりますのでほとん どの方に受けていただくようにしております。

それから、うなばら荘につきましては、今現在すぐ資料をということがちょっとできませんので、後ほど提出ということでご理解いただきたいというぐあいに思います。

- 〇議長(山路 有君) 三島議員。
- ○議員(5番 三島 尋子君) ひつこいようですけれども、今出せないので後ほどと言われると、この時期が後でまた、議案だけの質疑がさせていただけるものでしょうか。資料出していただけませんか。現在2月とか、そういうところのはできてるんじゃないでしょうか。

あの今までがですね、市町村職員の指定の施設になったので状況が良いということしか聞いてきませんでした。その中でこういう金額が出てくるということに対して、いったいどうなってるんだろうということを感じました。今間きますといろんな状況があって、1,500万くらいのもう、もっと以前に赤が出るということが分かっていたようですし、それだったらそれなりに行政懇談会もありましたので、その時に住民のみなさんにも、こういう状況ですということを話すべきだ

ったということを思っております。で、ここで議会で議員が決めていくということになりますと、 みなさんにはどういうふうにして知らせるんだってことがありますけれども、その点とか、いろ いろどういうふうにお考えでしょう。資料をなしに検討はできないと思ってます。

議長さんいかがでしょう。

○議長(山路 有君) はい、えー、ちょっと待ってください。あの、これまで議員の方から資料要求があれば、本定例会に間に合うような資料の提出は、わたしはそれは積極的に行っていると思います。ただ、議員の方からそういう資料要求というのがこれまできちんとしたかたちでなかったんで、この定例会、質疑に今臨んでおります。

今この場でということであると、総務課長が今述べていますように今すぐなかなか準備できないということであれば、後日できるだけ早い段階で、平成28年度、29年度の比較したものを提出するということで今、答弁しておりますので、それでご理解願いたいというふうに思っておりますけれども。

- ○議員(5番 三島 尋子君) 発言していいでしょうか。議長に。
- 〇議長(山路 有君) はい。
- ○議員(5番 三島 尋子君)あの資料要求って言われますけれども、これ予算計上される時にきちんと細目こうたてられてここに出して来られたと思いますので、役場にもその書類が来ていると思うんですね。それが出せないということは、どういうことかなということを思うんですけれども。
- ○議長(山路 有君) わかりました。とりあえず今、こういうことでこの時間を止めるわけにはいけませんので、できるだけ早くそうした資料を提出するということでお願いしたいというふうに思います。

そうしますとほかに、質疑、松本議員。

○議員(松本 二三子君) 3番、松本です。先ほどの件に口をはさむようでなんですけれども、 議会でも行財政部会ということでうなばら荘についてはずっとやってまいりました。

で、今変な話、一議員だけに資料渡されるのかどうかわかりませんけれども、他の議員からも 出ている話しですのでずっと、できれば行財政部会としてさしてもらうならば、まあ、委員長さ んにも聞かなければいけませんが、実際これをわたしも聞いた時に総務課長の言葉尻をとるよう でなんですけれども、3ヵ月休んだので 2,700万出して下さいみたいな軽い言い方をされたとい うのも、ちょっとわたしも引っかかった点もあったんですけれども、そういう議員さんもほかに もおられますので、できれば総務課長とうなばら荘の方から出向いていただくぐらいにしていただいて、急遽説明をしていただきたいと思うんですけれども、そういうことはできませんか。総務課長。

- **〇議長(山路 有君)** 高田総務課長。
- **〇総務課長(高田 直人君)** あの、一応資料を用意して説明が必要ということであれば、まあ前回もさせていただきましたので、そういう具合にさせていただければと思います。
- **〇議長(山路 有君)** 松本議員。
- ○議員(松本 二三子君) はい、前回のではたらなかったということでこういうことになっているやも知れませんのでよろしくお願いしたいと思います。

これはこれで大丈夫と思いますので、一つですけれども、24 ページです。わたしも一般質問で聞く時間がなくなってしまったので、この時に聞きますが24 ページの負担金補助及び交付金、夏期沖縄交流事業負担金18万3,000円、これがマイナスになっています。これは何の金額でしょうか。

- **〇議長(山路 有君)** 松尾教育課長。
- ○教育課長(松尾 達志君) 沖縄交流の負担金なんですが、これは事務局費の方にこどもたちの飛行機代、それから向こうでのホームステイの費用等、事業に係るだろうという予算を組んで、負担金という格好で出さしてもらっております。大きな枠の中で出さしてもらっていて、通帳会計をしておりますが、通帳の中に入れてそれぞれの時に必要な部分で出さしていただいておるんですが、それの清算が終わったので今回減額をしたというところです。

で、3月までなぜ持っていたのかというところなんですが、これは2月に沖縄の方から来られる予定があったということで、まあその時に何かしらの消耗品であったり、こちらの方で準備させていただくような費用があるかも知れないなあと、具体的に向うから何人来られてという計画までたっていませんでしたので、そのために一時持っていました。向うの、何村でしたっけ、読谷村、長浜地区の方で募集をかけられましたが、あいにくとこちらに来られる児童がおられませんでしたのでこの事業が中止になったと、今年度はできなかったというところです。で、3月に、今回補正をさせていただいたというところです。以上です。

- **〇議長(山路 有君)** 松本議員。
- **○議員(松本 二三子君)** 3 回目なんで、あれなんですけれども、そこなんですね。2 月にあちらから来られるのかなと思っていたのですけれども、もともとの、あちらから来る予定をしてい

たのは突然キャンセルなのか。まったくあちらが今、なくなったとおっしゃいました。

それが、予算を組む時に言った記憶があるんですが、交流ということはこちらから行って、あちらからも来ていただくというのが、交流だというのが議会から出ていたと思うんですけれども、今後のことは予算ですればいいのやも知れませんけれども、だんだんと、見ていると、沖縄交流というもの自体、最初の何ていうでしょう。勢いというものでしょうか、そういうのがちょっとなくなってきているのかなというのもあるし、日吉津村としてですね。その辺のその、なくなってしまったことに、何ていえばいいでしょう。よる、次へのステップみたいな、次に向かって行くところはどうされるつもりなのか、これをここの質疑に関わるかちょっとわかりませんけれども、とりあえずこの18万3,000円が浮いてしまっているという現実がありますので、その辺のところをちょっと伺いたいです。

- **〇議長(山路 有君)** 松尾教育課長。
- **〇教育課長(松尾 達志君)** はい、松本議員のご質問にお答えいたします。

日吉津村の方は教育委員会事務局の方が事業主体となって、日吉津の小学校に子どもたちに参加を呼び掛けて、小学校の協力を得ながら交流をしています。交流相手の長浜地区の方は、公民館の単位で公民館長さんとお話しをしながらやっています。長浜地区の児童の数が、この 29 年度の事業する時の該当学年が今までと比べて少なかった。で、館長さんは一生懸命交流をしようということで、子どもたちに働きかけていたんですが、ちょっと応募がなかったというところで、急遽こちらの方に来れなくなったよということで連絡がありました。

この交流につきましては、ずっと長浜地区と交流をしながら、また事業の組み立ても考えながらやっていくんですが、次の該当学年等についてはある程度の人数もありますし、ぜひとも交流をしていただきたいということで考えています。以上です。

- **〇議長(山路 有君)** ほかにありませんか。
 - 江田議員。
- ○議員(6番 江田 加代君) 1点だけ、うなばら荘について質問させて下さい。わたし、以前にも質問したように思っておりますけれども、毎年2,500万円という、いえばうなばら荘の施設使用料というものを、広域の方にお支払していますよね。

それで、まああの建物は広域のものだというふうに理解しております。広域のしていただいた というか、された工事について 50 日間の営業ができなかったわけですけれども、なんて言います か、営業ができなかった、工事中で、広域の持ちものということを考えた時に、この 2,500 万円 の使用料というものは、年間を通じて営業をした場合の支払い金額でいいじゃないかなと思うわけです。

といいますのが、何が言いたいかといいますと、広域連合がこのリニューアルした 50 日間について、配慮した使用料にしてくれてもいいじゃないかなと思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

- **〇議長(山路 有君)** 高田総務課長。
- ○総務課長(高田 直人君) いまのところは、2,500 万というのがまあ、今回のこういう改修のために積み立てておく 2,500 万ということになっておりますので、基本的なところは変わってはおりませんけれども、まあそういうご意見があったということは、ちょっとお話しをさせていただきたいなという具合に思っております。以上です。
- 〇議長(山路 有君) 江田議員。
- ○議員(6番 江田 加代君) もうひとつ、これから資料をいただいて、いろいろと勉強さしていただくわけですけれども、たしかにわたしもこの予算書見た時、うなばら荘の 2,700 万見た時、ああ、でたでたという気持ちになりました。そういうことで、村民の皆さんも非常に関心は持っておられます。

そこで、今資料を出していただくようになりましたけれども、わたくしはリニューアル後の利用者さんの声が知りたいんです。聞けばいいんですけれども、評価していただいた点とか、また反対に苦情があったりとか、そういったことがある程度分かるような資料もあわせて出していただけませんでしょうか。

- **〇議長(山路 有君)** どうでしょうか。高田総務課長。
- **○総務課長(高田 直人君)** うなばら荘の方にちょっと相談してみたいという具合に思います。
- **〇議長(山路 有君)** よろしいですか。ほかにありませんか。

橋井議員。

〇議員(7番 橋井 満義君) 7番、橋井です。2点ほどお伺いしたいなと思います。

先に基金関係なですけれども、今回、ゆめはぐくむ村づくり基金が 2,800 万ほど減額補正になっております。まあこれは、今まで寄付をしていただいた方の、だぶん減少かなというふうにみておるわけですけれども、これらについてはやはり、テレビでもいろいろと総務省なり云々の方からの横やりといっては失礼なんですけれども、高額な返礼品は控えるようにとかいろいろあったと思いますが、この辺についてですね、総務省からのなんらかの通達なり云々とか、そういう

ことはあったんでしょうかねと思います。ですね。それと基金の減額補正 2,800 万、それでこれで記念品で返しているのんの、これも減額で 946 の約 3 分の 1 はお返しをしておるという計算になるのかなというふうに思っておりますが、このうちの 3 分の 1 の割合と、それと総務省からのなんらかの云々があったのかというところについて、この基金の問題は質問します。

それともう1点は、これは福祉保健課の担当ですね。まずこの歳入の部分で分担金及び負担金が補正で615万9,000円計上されています。それでこの何が言いたいかというと、ここの18ページ、9ページあたりですかね。17ページからあります。この3款の民生費が、あっごめんなさい。社会福祉費、児童福祉費、それから生活保護の部分の3つ計上されておりますが、これの中のその他の部分、その他費用は歳入の部分で民生費が1,250万5,000円となっていますよね。9ページでその他、12505ですよね、特定財源。わかりますかいね。民生費の特定財源、その他12505です。それで17から18、19にかけて、その他の合計金額がまず、18ページ出てきますね。計3085それと6339、これをあわせますと9429になりますね。それでこことが符合しないというふうにわたしは思いますが、こういう計上のかたちでよろしいんでしょうかねと思いまして、ここの差額の確認がちょっとできなかったんですよ。質問の内容わかりますか。[「だいたいわかります。」と呼ぶ者あり]わかります。要するにここの差額分が、計上行方が確認できないというところです。以上2点について。

- **〇議長(山路 有君)** 高田総務課長。
- ○総務課長(高田 直人君) 橋井議員のご質問にお答えします。総務省からの通達については、 村の方にも来ておりまして、県からもいつまでに3割以上になっているものを3割以下に下げる のかとか、だいぶ指摘をいただきまして5割とか、4割5分くらい高かった記念品については、 方法を変えたりしてできるだけ3割に近く変えたことによりまして、まあその影響もあったので ではないかなという具合に思っております。

それからその報償費、先ほども言いましたように3割に近づけるようにということでしておりますので、それぐらいの金額になっておるということであります。以上です。

- **〇議長(山路 有君)** 小原福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(小原 義人君) 橋井議員のご質問にお答えします。民生費のその他の数字が合わないということですけれども、17ページの方からたしていきますと、マイナス 166、プラス 3251、マイナス 3081、その下もですね、プラス 9420 にするとだいたい良い数字になるんじゃあないかなとは思いますが、違いますかね。

[「ちょっと少ないか。ちょっと少ないですね。」と呼ぶ者あり] ちょっとすみません。はっきりしたことが答えられませんので、あの後ほどとか。

- **〇議長(山路 有君)** 橋井議員。
- ○議員 (7 番 橋井 満義君) まあ、わたしも勘違いしていないつもりでおるんですけれども、たとえばまあ、単純に 18 ページの真ん中のところ、この小計額のところありますよね。その他で 3085、確認できるのは、その次の 19 ページの中段のところの 6339 ですよね。これは確認できます。これを確認して 9424 になるわけですが、それが冒頭の、先ほどの予算の 9 ページの明細表のところでいきますと、その他の部分の合計額が 12505 となっていますので、その差額確認がこの書面の中では理解ができないので、この不明金額をわかるようにしていただきたいということがわたしの本意でありますので、それがわかるようにしていただければ、理解ができると思いますのでその辺の方向と見解だけでもいいですが。
- **〇議長(山路 有君)** 高田総務課長。
- ○総務課長(高田 直人君) 9 ページの民生費の、その他とまあ合計が合わないということだということですけれども、あの今確認しましたらちょっと間違いであります。実はこの最後の最後で、この児童措置費のマイナス 308 万 1,000 円というのを、保育料を減額しないといけないという関係があったので、急遽入力を担当の方にしていただきました。で、財源を充当しましたので、実際にはここの 12505 から、この 308 万 1,000 円が引かれないといけないんですけれども、こちらの方だけが残ってしまったということで、システムの入力上ちょっとこちらの入力ミスということで間違いでありますので、実際は 12505 から 30810 を引いた 9424 という数字が 9 ページのその他の所には上がってこないといけないということになりますので、その辺ありますので 9 ページの方のちょっと訂正をまたさせていただければと、ちょっと他の数字も変わってきますので。
- ○議員(7番 橋井 満義君) はい、了解。議長。
- **〇議長(山路 有君)** 橋井議員。
- ○議員(橋井 満義君) これは、もうここの数字が変わっていくと、この表がすべて連鎖反応を起こしていきますから、まず9ページのここのその他の部分の合計額も変わって来るし、それらの累計額が違ってくるというので、この予算書の修正をしていただきたいということですね。たぶん今言われたようにね、今回の問題は先ほど同僚議員の方からも質問があった部分にも、本当は触れておられたんですけれども、保育所のところですよね、この保育所の児童福祉費負担金の保育利用者負担金の3081という数字が動かないけんかったのが、そのままここに居残りをしち

ゃったという経過ではないのかなというふうに、計算額からするとみられるということで、ですので、あの議長、質問の方はこれで終わりたいと思いますが、この訂正をしていただいて再度よろしくお願いします。

○議長(山路 有君) 高田総務課長、差し替えするわけですね。ということで数字の差し替え、 予算書の差し替えを補正予算したいというふうに思います ほかに質疑ありませんか。

「質疑なし」

○議長(山路 有君) 質疑がないようですので質疑を終わります。

午前 11 時 00 分 再開

午前10時46分 休憩

מעובד נל 20 הייו נימן

日程第 13 議案第 16 号

〇議長(山路 有君) 再開いたします。日程第 13、議案第 16 号平成 29 年度鳥取県西伯郡日 吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第 4 回)についてを議題といたします。 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「質疑なし」

○議長(山路 有君) 質疑がないようですので質疑を終わります。

日程第14 議案第17号

○議長(山路 有君) 日程第 14、議案第 17 号平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者 医療特別会計補正予算(第 2 回)についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「質疑なし」

○議長(山路 有君) 質疑がないようですから質疑を終わります。

日程第 15 議案第 18 号

○議長(山路 有君) 日程第 15、議案第 18 号平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道 事業特別会計補正予算(第 5 回)についてを議題といたします。 これから質疑を行います。質疑は歳入歳出一括で行います。

質疑はありませんか。

はい、三島議員。

○議員(5番 三島 尋子君) 5番、三島です。5ページです。受益者負担で382万6,000円が収入になっています。これは住宅、増築になった分ということの説明でした。企業とかではなくて一般の住宅のものでしょうか。

それと6ページですけれども、工事費のマンホール蓋が修繕工事っていうことですが、100万減額になっています。これ当初予算で540万出ていまして、12月補正で400万減額、これは県道の改修でしなくても良かったということがありまして、今回また、100万ですけれども、これというのは、ほとんどするところはなかったということでしょうか。

次の公共下水の建設費でして、6月補正予算で1,008万円ですかね、計上をされたんですが、 今回100万が減額ですけれどもこれはどういうことでしょうか。教えて下さい。

- **〇議長(山路 有君)** 益田建設産業課長。
- **〇建設産業課長(益田 英則君)** 三島議員のご質問にお答えいたします。まずあの、受益者負担 金ですけれども、こちらにつきましては一般住宅の新しく新築されたというところと、あと事業 所の方においても、下水の施設を新たに増設されたというところがございました。

マンホールの鉄蓋修繕工事の関係ですけれども、こちらの 100 万円の減額につきましては、恒久対応用ということで 100 万円見込んでおりましたけれども、その分につきまして、今後見込みがないということで 100 万円減額させていただいております。以上です。

〇議長(山路 有君) よろしいですか。

[「もう一つ」と呼ぶ者あり]

[「議長、休憩」と呼ぶ者あり]

〇議長(山路 有君) 暫時休憩とります。

午前 11 時 07 分 休憩

午前 11 時 08 分 再開

〇議長(山路 有君) 再開します。

益田建設産業課長。

- **〇建設産業課長(益田 英則君)** 三島議員のご質問にお答えします。6 月の補正と言われます部分につきましては、これは公共枡設置工事ということですけれども、こちらにつきましては当初予定しておりました住宅建築につきましてが、計画どおりにできなかったということで、この度100万を減額さしていただくということでございます。翌年度に回すということです。
- 〇議長(山路 有君) 三島議員。
- ○議員(5番 三島 尋子君) さきほど6月は公共ますということをおっしゃいましたけれども、 今回説明欄にも公共枡ってことが書いてありまして、わたしもそこをちょっと、ずうっと調べて みたんですけれども、これって違うな、やっぱり公共枡だなと思って今回説明を求めたんですけ れども、ここのこれが違うってことですね。
- **〇議長(山路 有君)** 益田建設産業課長。
- **○建設産業課長(益田 英則君)** 三島議員がおっしゃられるとおりで、公共ますの工事に係る部分ということでございます。
- **〇議長(山路 有君)** 三島議員、よろしいですか。
- ○議員(5 番 三島 尋子君) だいたいわかりましたけれども、住宅が建設されなかったのでそこの分だけが、できない部分なので100万円減額しましたということでいいですね。
 はい、了解しました。
- **〇議長(山路 有君)** ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長(山路 有君) ほかにないようですので、質疑をおわります。

日程第 16 議案第 19 号

○議長(山路 有君) 日程第 16、議案第 19 号平成 29 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計補正予算(第1回)についてを議題といたします。

これから質疑を行いますが、質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長(山路 有君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 17 議案第 20 号

〇議長(山路 有君) これから平成30年度当初予算5件を順次議題といたしますが、質疑終

了後議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査を付託したいと思いますので、総括 的、基本的な質疑にとどめていただきますようお願いいたします。

日程第 17、議案第 20 号平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算についてを議題といたします。

質疑は歳入歳出それぞれ一括とし、歳出から行います。質疑はありませんか。 井藤議員。

○議員(8番 井藤 稔君) 8番、井藤です。一般会計の質疑ということです。資料提供をお願いしたいということで、お願いしたいと思いますけれども、平成28年度のいわゆる当初予算の指摘事項ですね。議会の指摘事項、あるいは29年度も先般、本年の9月に決算審査をやっておりますので、そのあたりの指摘事項に関する改善事項等がわかる資料を、ひとつ提出をお願いできればと思います。

それから2点目が、先ほど予備費について補正予算の所でも質問さしていただきましたけれども、わたしの知る限りでは、平成25年から26年ごろまでが100万円で予備費であったものが、その次の年からは500万円になっております。年度によってはほぼ執行がない。年度あれば、ここがちょっと執行部とちょっと違うところなんですけれども、わたしの見間違いかもしれませんけれども、要はなかったり、あっても少しだったりという経緯がありますので、平成20年度以降の執行状況・執行内容のわかる資料をお願いしたいと思います。

それから平成25年か26年かちょっと、先ほど何回も言うようなんですけれども、申し訳けないんですけれども、100万から500万に変わった時の理由がわかる資料、なぜ変わったか、この3点の資料を提出を求めたいと思います。

後ほど個別案件については、特別委員会の方で検討することになろうかと思いますけれども、 やはりそのあたりがわからんと、なかなか検討もむずかしいと思いますので、わかる資料の提出 をお願いしたいと思いますがどうでしょうか。

○議長(山路 有君) ちょっと執行部、ちょっと待って下さい。えっと、今現在は平成30年度の一般会計当初予算についての質疑を行っています。資料要求については、これはわたしを通して執行部の方に資料要求をきちんと提出していただいて、ここでは当初予算の内容について論議しますので、そのあたりをご理解いただきたいと思います。

[「はい、議長」と呼ぶものあり]

〇議長(山路 有君) 井藤議員。

- ○議員(8番 井藤 **稔君**) そういう意味じゃなくて、もしここで答弁していただければいいんですが、ほとんど執行状況がわからないのに 500 万円の予備費については、新年度予算もあがってきていますよね、ですからそのあたりの判断資料、判断もしわかれば口頭で言っていただければ結構ですけれども、そのあたりは分かりずらいと思いますので、資料ということを言ったわけです。以上です。
- 〇議長(山路 有君) 高田総務課長。
- ○総務課長(高田 直人君) 井藤議員のご質問にお答えいたします。28 年度の当初ならびに 28 年の決算審査の指摘事項を改善がどうされているかということについては、まあ各課で確認をしないといけませんので、また後ほど出させていただくということと、予備費の執行状況については、20 年度以降ということで今手元資料がありませんので、わかりませんけれども、まったくゼロではなくて先ほども申しましたように一応支出はあるということであります。ただ、500 万が予算になっていますので、充用して使いますのでこの補正予算とかそういうものには、補正をしない限りは出てきませんので、監査とかそういう中には、ですから 27 年度かなんかの決算資料には、その 46 万の資料が予備費充用ということで載っているはずですので、またご確認いただければというぐあいに思います。

それから 100 万から 500 万になった変更理由については、これもちょっと確認しないとわかりませんので、また資料でお示しをしたいというぐあいに思います。

- **〇議長(山路 有君)** 井藤議員。
- ○議員(8番 井藤 稔君) 8番、井藤です。先ほどから質疑、補正予算のところでさしていただきましたように、ちょっと執行状況のやはりずれがあるかなという気がしております。わたし毎年度の決算資料で一応見さしていただいたという気がありますので、これは執行のあった部分については、後ほど他の会計科目から廻してきとるというかたちで決算になっとるというわけではないですね。これは確認ですけれども、どうでしょうか。
- **〇議長(山路 有君)** 高田総務課長。
- ○総務課長(高田 直人君) 井藤議員のご質問にお答えいたします。予備費からそこの科目に充用という形で動いていますので、決算上は予備費が500万から46万引いた454万円の残額になって、ほかのところが増えたところが予備費充用ということで、備考欄に書いてあるはずですのでご確認をいただければと思います。
- **〇議長(山路 有君)** 井藤議員。

○議員(8番 井藤 稔君) 8番、井藤です。454 万というのはわたしも記憶にありますので、 多分その時の執行だったんだろうなと思います。その時の決算書を見たら、だけども当初予算が 454 万だったやに、なんか記載があったような気がしたもんですから、あの質問さしていただき ました。まああの、ご確認を一つ願いたいと思います。

それでもって以上申しましたような指摘事項の関係、それから執行状況の関係、それから 100 万から 500 万へ変わった時の理由、このわかる資料を特別委員会の検討委員会、できましたらで 参考にしたいと思いますので、提出よろしくお願いしたいと思います。

議長、どうでしょうか。

○議長(山路 有君) 一度まとめてですね、この資料要求を1回出していただくと間違いがない と思いますけれども、よろしいでしょうか。

総務課長よろしいですう、まとめたものがなくても、じゃあ。

[「まとめたものがあった方が。」と呼ぶものあり]

あった方がいいでしょう。じゃあ、井藤議員今各資料要求されたものをまとめて一回わたしの 方に出していただきたい。

[「今言ったの、わかりません。」と呼ぶものあり]

わからないということですので、1回確認したいということですので、いや、もう質疑は3回終わっています。

そうしますと歳出ですけれども、質疑はありませんか。

はい、三島議員。

○議員(5 番 三島 尋子君) 5 番、三島です。歳入にもかかってくるかも知れません。歳出だけでひとつひとつはしませんので、初めに積立金について伺います。考え方を伺います。公共施設等の建設基金というのと、地域福祉基金、それと奨学基金、これは予算の範囲内でということが条例でさだめられております。これについて、説明資料を見ますと前年どおりで4万、2万とかという形になっておりますけれども、今後施設建設を検討していく上においてここに積立金を積み立てていく考えはないかということをお伺いします。

それから教育費についてでありますけれども、中学生がオーストラリアへ交流事業をするということが新しい事業として出されております。大へんいいことだとは思っておりますけれども、オーストラリアに決まったっていう理由をお聞かせ下さい。それとこの事業は日吉津村単独の事業かどうか、どっか他の町と合同でやるのかということ、これは継続事業になりますでしょうか

ということです。

あと3点目は農業費ですけれども、トレーニングセンターの遠泳日で雨漏り修繕工事費が計上 されております。これは28年度末に役2,000万をかけて屋根や外壁等が修繕されております。そ れがまた計上されておりますので、どういうことかということをお答え下さい。

あと1点ですが、債務負担行為に関する調書の中で土地開発公社の損失補償の額ですけれども、 限度額が6億円ということがずっと残ってまして、現在6億も債務負担行為をする額があります でしょうか。この点を、29年度で終わるのにこういう額になっておるかどうかということをお伺 いします。

- ○議長(山路 有君) 三島議員、今、先ほどわたし申し上げたように、総括的、基本的な質疑にとどめて下さいということで、述べたところですけれども今執行部の方が答弁するのは、できるだけ簡単にさせたいと思いますので、そのあたりご理解願いたいと思います。
- ○議員(5番 三島 尋子君) きょうは住民の人も聞いておられるんじゃあないでしょうか。新しい事業をしていくうえにおいて、議員だけで検討するよりはみなさんにも聞いておいてほしいという部分がありますので、その点を理解下さい。
- **〇議長(山路 有君)** だから、個々のことを申し上げるとみなさんがそういう考えに立つと、 予算審査でやりますので、特別委員会で。
- ○議員(5番 三島 尋子君) それを聞いたうえでやりますので。
- ○議長(山路 有君) それはあなただけの考えですので、全体では総括的、基本的ということを申し上げているんで、やっぱり守って行かないけんと思うんで、そうしますと高田総務課長。 簡単に、簡単に、総括的に。
- ○総務課長(高田 直人君) 三島議員のご質問にお答えいたします。開発公社の債務負担ですけれども、たしかに村が買い上げて借りていったお金を償還しましたので、債務が6億ということはありませんけれども、今回載せていたのは一応まだ解散はしていないので、一応この形での損失補償ということで、載させてもらっているということでご理解をいただければというぐあいに思います。

それから公共施設の基金につきましては、30年度から保育所等の検討をしていくということですので、まだすぐ積み立てをいっきにしてということはありませんので、一応この基本の部分だけ積立ということで考えております。以上です。

〇議長(山路 有君) 井田教育長。

○教育長(井田 博之君) 三島議員のご質問にお答えいたします。中学生人材育成事業がなぜオーストラリアかということでございます。一番は英語圏であるということを目的にしております。それからオーストラリアが、非常に日本に対して友好的であるということも選定した理由の一つであります。また、シドニーを中心に研修に行く予定としておりますが、時差が非常に少ないということで、日常活動時間に連絡が取りやすいというようなことはございます。

後、あの、治安面、衛生面、医療面、オーストラリア政府の親日的な施策等々ございまして、 オーストラリアに選定したところでございます。これは日吉津村単独事業でございまして、人材 育成事業として継続をしていきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

- **〇議長(山路 有君)** 益田建設産業課長。
- ○建設産業課長(益田 英則) 三島議員のご質問にお答えします。トレセンの屋根の雨漏りの修繕ということで、30年度予算を上げさしてもらっておりますけれども、この度 29年度に実施しております工事につきましては、屋根及び外壁のメンテナンス工事ということで、こちらが主な内容になってくるわけなんですけれども、その中に雨漏りの修繕ということも含めて工事を実施いたしました。ですがまあ今現在、雨漏りが直っていないというような状況でございまして、今年度実施した修繕方法としましては、雨漏りがするであろう箇所をトップライト、まあ天窓の部分になるわけなんですけれども、そちらについてトップライトを外さずにその状況で、おそらくここであろうという箇所を修繕の方をやってみて、その後に高圧洗浄機等で雨漏りがしないかどうか確認をしてみたんですけれども、その際は雨漏りがなかったということは確認できたんですけれども、やはり雨風が強いような時につきましては雨漏りが発生するということが現状でございますので、30年度の工事につきましては、トップライトを天窓を外して雨漏りの箇所を調べまして、そこの部分については回りと同じようなかたちなんですけれども、屋根の鉄板を引き直すというような形で根本的に修繕を実施したというふうに考えております。以上です。
- ○議長(山路 有君) よろしいですか。歳出について、ほかにありませんか。 質疑がないようですので、次に歳入についての質疑はありませんか。 橋井議員。
- ○議員(7番 橋井 満義君) 1点だけ、方向についての質疑をしたいと思います。ゆめはぐくむ村づくり基金ということで、先ほど補正予算の方でもこの基金についての質問をさせていただきました。基金がまあだいたい年度末の額で、平成29年度が1億2,000万、今年度の予算が1億3,700万ということで、まあ取り崩しの部分が昨年が400万、今年が約300万ということで、

概ね積立が 2,000 万から 2,200 万ということで、取り崩しのパーセンテージがだいたい 15 パーから 2 割までで抑えられている計算かなというふうに毎年思っております。

まあそれらの取り崩しの割合といいますか、それらはやはり内部で調整をしながらということでこれは積立、ようするに御寄附をいただいたものの、おおむね10パーから2割ぐらいの投資かなということで想定をされて計画をされておるのか、徐々に積立額が増えていきますけれども、多分いずれかはこれをぽこんとつかうタイミングも計算に入れておられると思いますが、その辺の方向についていかがなもんでしょうか。

- **〇議長(山路 有君)** 高田総務課長。
- ○総務課長(高田 直人君) 橋井議員のご質問にお答えいたします。議員が言われたとおり、一応積立額に見合った額として300から500くらいのということで検討はしておりまして、若干積立額が減ってきているので、ちょっと少なくなったりはしておりますけれども、将来的には大きなものがあった時には、この基金を使うことも検討中には入るとは思いますけれども、今のところはだいたい3割から前後のこういうお金を取り崩しながら財源として充てていくという流れで、まあ一応基金の寄付金の項目が環境であったり、教育であったり、福祉であったり、一応ありますので、そういうものに含めながら、財源として充てていきたいなというぐあいに思っております。以上です。
- **〇議長(山路 有君)** 橋井議員。
- ○議員(7番 橋井 満義君) おおむね方向付けとしはわかりました。それでまあ、昨年のスタイルと今年が変わってるなあと思いますのは、やはり去年はヴィレステの図書館の方で買われたウエートと、社会教育の部分だったのかな。これがおおむね減らされております。

昨年はこれらふたつあわせて、おおむね二百数十万円がこれに投下されておおむね半分はここに、図書と社会体育の部分で充当されたという内容になっております。このヴィレステの図書館の図書額が、今年はまったくなくなっちゃってますけれども、その辺は年次計画の中で計画になかったのかなということで質問して終わりたいと思います。

- **〇議長(山路 有君)** 高田総務課長。
- ○総務課長(高田 直人君)ことしはですね、教育振興ということで大きな部分では、小学校、それから社会体育の備品、それから保育所、児童館、子育て支援センターというところの本の方に力を入れておりますし、今回日吉津の歌のDVD関係に充てておりますので、あと残りは水銀灯のLED 化ということで充てておりますので、またあの、その辺についてはこの繰入金の中でまた検

討をしていきたいというぐあいに思っております。以上です。

- **○議長(山路 有君)** よろしいですか。歳入について、ほかに質疑ありませんか。 三島議員。
- ○議員(5番 三島 尋子君) 5番、三島です。税についてお伺いします。歳入ですので、税の収入が減っています。昨年 28 年度の決算から見ますと 3,200 万くらいの減額になっているのかなと思っていますが、これを見ましてですけれども、自主財源がどういうふうな状況になっておるかということ、その後差引したら依存財源になりますけれども、自主財源についてお伺いをします。どういう状況でしょうか。
- **〇議長(山路 有君)** 高田総務課長。
- ○総務課長(高田 直人君) 三島議員のご質問にお答えいたします。村税が、村民税、たばこ税が増えておりますので、総額としては1,300万ほど減額になっておりますけれども、その分交付税が2,100万増となっておりますので、その辺で自主財源の確保というかたちにはなっております。

ただ、固定資産税が年々減額になってきておりますので、その辺ではそれに見合った財源確保 ということが、今後検討されるかなというぐあいに思っております。以上です。

- 〇議長(山路 有君) 三島議員。
- ○議員(5 番 三島 尋子君) あの、自主財源、依存財源とこう考えた時は、地方交付税は自主財源にはいらないんじゃないですかね。昨年の自主財源の決算で見た場合と、今度予算した場合とは上がってますか、下がってますか。どういう状況ですかということをお聞きしたかったんですけれども。
- **〇議長(山路 有君)** 高田総務課長。
- ○総務課長(高田 直人君) 交付税は自主財源ではありませんけれども、まあ自主財源のカバーということで言わせてもらったということで、一応地方税とそれから分担金、負担金それから使用料、手数料それから財産収入、それから寄付金や繰入金ということですので、とくに繰入金の結果的には財源を大きく使うことになりますので、それが財政調整交付金で繰入れをして調整をしているということでありますので、自主財源確保ということであれば、その繰入金ということになってきますので、ほかのところの若干寄付金が減ったりとか、そういう部分について多少工夫をしていかないといけないかなというぐあいに思っております。
- **〇議長(山路 有君)** ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

ほかにないようですので、質疑を終わります。

日程第 18 議案第 21 号

○議長(山路 有君) 日程第 18、議案第 21 号平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保 険事業勘定特別会計予算についてを議題といたします。

質疑は歳入歳出それぞれ一括とし、歳出から行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

〇議長(山路 有君) ないようですので、つぎに歳入について質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長(山路 有君) 質疑がないようですから質疑を終わります。

日程第 19 議案第 22 号

○議長(山路 有君) 日程第19、議案第22号平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会予算についてを議題といたします。

質疑については歳入歳出それぞれ一括とし歳出から行います。質疑はございませんか。

「質疑なし」

- ○議長(山路 有君) 質疑がないようですので、次に歳入についての質疑を行います。 質疑はありませんか。 江田議員。
- ○議員(江田 加代君) 6番、江田です。後期高齢者の医療保険制度も制度導入直後から激変緩和措置というのをとっておりまして、かなり負担は威厳されておりまして、7割負担が8.5割、9割負担になったりもしておりますので、そのあたりて歳入の保険税にどういったかたちで、たぶん激変緩和の減免制度が、8割、9割も7割にかえってきたりしていますので、そのあたりで負担が増える人があると思うんですけれども、そのあたりどれくらいかということは試算しておられますでしょうか。
- **〇議長(山路 有君)** 小原福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(小原 義人君) 江田議員のご質問にお答えいたします。後期高齢の運営につき

ましては、広域連合ですべて事務をしておりますので、そちらの方で各市町村の動向による保険料を算出して、まあ言ってみれば日吉津村の方にはその結果だけが送られてくるということで、 それに基づいておりますので、こちらの方で個別に積み上げているという数字ではございません。

- **〇議長(山路 有君)** 江田議員。
- ○議員(江田 加代君) じつは 29 年度の補正予算でも、まあ保険税についての補正がありましたけれども、たとえば最初の説明で人数が増えたとかいろいろ説明いただきましたけれども、これもおそらくなんていいますか、制度の激変緩和措置がなくなったことによる影響の額が出てきていると思うんですね。そういった意味でやっぱり特に高齢者は年金が減額されておりますし、本当に日々の暮らしも非常に大変な状況になっていますので、そのあたりもできれば広域連合から資料を取り寄せていただいて、高齢者の被保険者の状況がどうなっているかということもぜひとも検討して下さい。
- **〇議長(山路 有君)** よろしいですか。答弁いりませんか。ほかに質疑ありませんか。

[質疑なし]

〇議長(山路 有君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 20 議案第 23 号

○議長(山路 有君) 日程第20、議案第23号平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

質疑については歳入歳出それぞれ一括で行います。歳出から行います。質疑はございませんか。

[質疑なし]

○議長(山路 有君) 質疑がないようですので次に歳入についての質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長(山路 有君) 質疑がないようですので質疑を終わります。

日程第 21 議案第 24 号

○議長(山路 有君) 日程第21、議案第24号平成30年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報 保護審査会特別会計予算についてを議題といたします。

質疑については歳入歳出それぞれ一括とし、歳出から行います。質疑はございませんか。

「質疑なし」

○議長(山路 有君) つぎに歳入について質疑ありませんか。

[質疑なし]

質疑がないようですので、質疑を終わります。

○議長(山路 有君) お諮りいたします。議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号及び議案第24号については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査を付託することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長(山路 有君) 異議なしと認めます。したがって議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号および議案第24号は議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査を付託することに決定をいたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長橋井満義議員、副委員員を指名をしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長(山路 有君) 異議なしと認めます。したがって予算審査特別委員会の委員長は橋井満 義議員、副委員委員長は松田悦郎議員に決定をいたしました。

日程第 22 議案第 25 号

○議長(山路 有君) 日程第22、議案第25号日吉津村教育委員会委員の任命についてを議題 といたとします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「質疑なし〕

○議長(山路 有君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 23 議案第 26 号

○議長(山路 有君) 日程第 22、議案第 26 号鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題といたとします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

お疲れ様でした。

[質疑なし]

〇議長(山路 有君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

○議長(山路 有君) 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。 本日はこれをもって散会をいたします。

午前 11 時 45 分 散会